

ASSESSMENT

27 February 2026



コンタクト

Natasha Talisca
Adrianto
Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
natashatalisca.adrianto@moodys.com

MJ Park
Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moodys.com

Jing Li Yim
AVP-Sustainable Finance
jingli.yim@moodys.com

Jeffrey Lee
SVP-Sustainable Finance
sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

東京都

発行後のセカンド・パーティー・オピニオン – 2024年のサステナビリティボンド発行は原則に適合

概要

ムーディーズは、対象とする業務の範囲内において、東京都（以下「東京都」あるいは「発行体」）が、2024年8月に設定した東京サステナビリティボンド・フレームワークに基づいて2024年10月に発行したサステナビリティボンド（2029年満期）についての評価を行った。

東京都は、発行債券による調達資金を、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）2025、ソーシャルボンド原則（SBP）2025及びサステナビリティボンドガイドライン（SBG）2021の4つの核となる要素に沿って充当したとムーディーズは評価する。

したがって、発行債券の原則との適合性は、東京都の2024年の東京サステナビリティボンド・フレームワークと原則の適合性と同水準に達する。ムーディーズは、同フレームワークの持続可能性に関する意見を示す[セカンド・パーティー・オピニオン（SPO）](#)を2024年8月28日に公表している（詳細は付録1）。



本稿は2026年2月27日発行の英文版[Tokyo Metropolitan Government: Post-issuance Second Party Opinion – sustainability bond issuance in 2024 aligned with principles](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、東京都が2024年10月に発行したサステナビリティボンドの調達資金の充当先について、ICMAのGBP 2025、SBP 2025、およびSBG 2021への適合性および2024年8月付けの東京サステナビリティボンド・フレームワークで東京都が表明したコミットメントとの整合性を評価し、その意見を表明する発行後SPOを提供する。

ムーディーズの評価は、2025年10月付けの東京サステナビリティボンドインパクトレポート、2025年10月付けの令和6年度東京サステナビリティボンド対象事業への資金充当結果について、2024年8月付けの東京サステナビリティボンド・フレームワークに基づく。ムーディーズの意見は、これらの資料に記載された内容に対する現時点での評価と、公開情報および発行体が提供した非公開情報を考慮したものである。

ムーディーズによる意見は、保証、検証、または監査を構成するものではない。

本発行後SPOは、2025年10月発行の「[Assessment Framework: Second Party Opinions on Sustainable Debt](#)」（日本語版2025年11月発行「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン](#)」）に基づき作成された。

発行体の概要

東京都は日本の首都である東京の行政機関である。2025年1月時点で東京の人口は約1,400万人と推定され、これは日本全体の人口の約11%を占めており、47都道府県の中で最も多い。面積は日本の0.6%であるのに対し、人口密度は1平方キロメートルあたり6,399人となっており、日本で最も人口密度の高い都道府県である¹。

東京は、気候変動により頻発化し、より大きな被害をもたらすとみられる大型台風や他の自然災害の影響を受ける。沿岸地域に位置するこの都市は、海面上昇や高潮の影響を非常に受けやすく、すでに頻繁に激しい台風が発生している。台風はしばしば洪水を引き起こし、甚大な物理的被害をもたらす。東京とその周辺の広範な河川網は、特に異常気象の際に河川が氾濫するリスクも高める。東京は地震のリスクにもさらされている。地震によるインフラの損傷は、洪水を悪化させ、台風やその他の異常気象による復旧作業を複雑にする可能性がある。これらの差し迫った脅威に加えて、東京のレジリエンスは、インフラの老朽化、人口密度の高さ、人口の高齢化によっても課題となっている。東京には災害リスクの軽減と管理に関する豊富な専門知識があるが、増大する物理的気候リスクに対処するためには、都市の全体的な回復力を強化し、それによって住民とインフラを保護するための包括的かつ長期的な戦略が必要である。

主なハイライト

- » 東京都は、ICMAのGBP 2025、SBP 2025、およびSBG 2021に準拠した、調達資金の充当およびインパクトレポートのドラフトを完了した。
- » 発行による調達資金は、全てのグリーンおよびソーシャルのカテゴリーにおける適格プロジェクトに充当されており、そのうち「公共施設・インフラの防災対策」および「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」カテゴリへの割り当て比率が高く、発行前に示された資金使途の予定に沿った内容となっている。
- » 調達資金は、ベストプラクティスに沿って24ヶ月以内に全額充当された。
- » インパクトは、フレームワークで設定されたインパクト指標に基づいてレポートされている。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

発行後のセカンド・パーティー・オピニオンの詳細な評価

- Green Bond Principles (GBP)
- Social Bond Principles (SBP)
- Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)
- Green Loan Principles (GLP)
- Social Loan Principles (SLP)
- Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

2024年8月付けの東京サステナビリティボンド・フレームワークに基づき2024年10月に発行された債券につき、ムーディーズは、これらが、ICMAのGBP 2025、SBP 2025、SBG 2021および発行体による発行前のコミットメントに適合すると考える。原則との適合の要素別の詳細な評価は以下の通り。

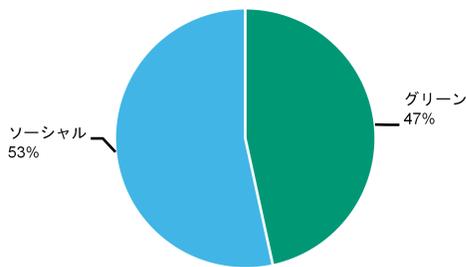
資金使途



2024年10月の債券発行による純調達額は、発行体のフレームワークで定められた適格基準に沿い、5つのカテゴリーに適合する資金使途に充当されている。発行による調達資金は、資金充当結果のとおり、2024年度内に全額が充当されている。東京都が発行前に示した資金使途の予定に沿い、調達資金は主としてソーシャル・カテゴリーの「公共施設・インフラの防災対策」（40%）およびグリーン・カテゴリーの「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」（33%）に充当されている（図表1を参照）。実際のリファイナンス割合は純調達資金総額の約6%であり、主に2つのグリーン・カテゴリーに属する適格プロジェクトのリファイナンスに充当されたものであることが、東京都のインパクトレポートおよび資金充当結果に記載されている。

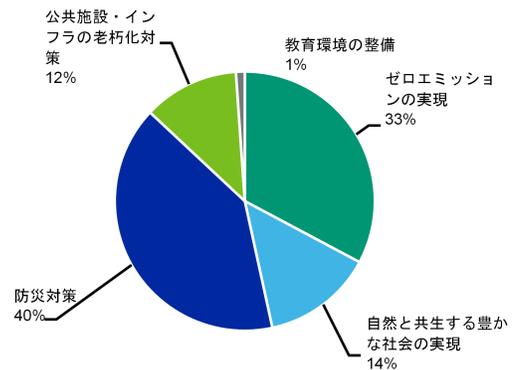
発行体が発行前に公表しているコミットメントに沿い、すべて東京の事業に対する貸付けとなっている。貸付け先の事業はすべて、国際的に認知された基準と整合する明確で関連性のある環境・社会的目的を有するものとムーディーズは考える。発行前の評価と一致しており、便益は総じて明確で、関連性があり、計測可能であると判断している。

図表1
ソーシャル・プロジェクトとグリーン・プロジェクト間の資金配分は概ね均衡
2024年サステナビリティボンドのグリーン/ソーシャル各カテゴリー別金額の内訳



出所：2025年10月付けの令和6年度東京サステナビリティボンド対象事業への資金充当結果について

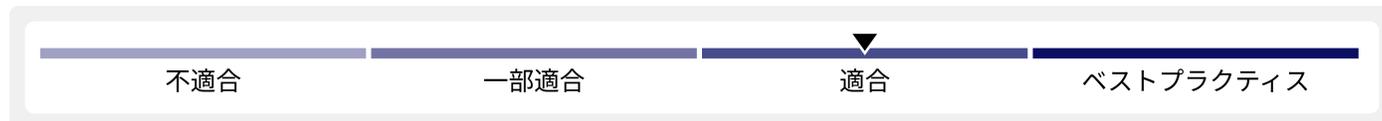
図表2
大部分の資金が2つのカテゴリーに充当
2024年サステナビリティボンドの適格サブカテゴリー別金額の内訳



出所：2025年10月付けの令和6年度東京サステナビリティボンド対象事業への資金充当結果について

- エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現:** このカテゴリーには、純調達資金全体の約33%が充当されている。当該カテゴリーの資金の大部分は、新規資金およびリファイナンスを通じて、中小河川の整備事業に充当され、気候変動への適応をサポートしている。残余の資金は、新規資金による公社住宅における太陽光発電設備設置事業、および新規資金とリファイナンスの双方によるヒートアイランド対策に充当されている。
- 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現:** 純調達資金全体の約14%がこのカテゴリーに充当されている。資金の大部分は、都立公園の整備事業の新規資金およびリファイナンスに充当され、残りは水辺空間における緑化の推進事業に充当されている。これらの事業は、生物多様性の保全に寄与している。
- 公共施設・インフラの防災対策:** このカテゴリーには、純調達資金全体の約40%が充当されている。当該カテゴリーの資金は、新規資金を通じて、手ごろな価格の基本的インフラ設備に関連する2つのサブカテゴリーに充当されており、具体的には、東京都における無電柱化の推進事業と、東京東部における河川施設の耐震・耐水化である。
- 公共施設・インフラの老朽化対策:** このカテゴリーには、純調達資金全体の約12%が充当されている。資金の大部分は、既存の橋梁の長寿命化のための資金調達に充てられ、また一部は、東京都の島しょにおけるインターネット環境の改善を目的とした海底ケーブルの設置に充当されたのである。
- 一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備:** このカテゴリーには、純資金総額の約1%が充当された。資金は、特別支援学校の建設および改修の資金調達を通じて、必要不可欠なサービスへのアクセスを改善するために使用された。当該カテゴリーでのリファイナンスは実施されなかった。

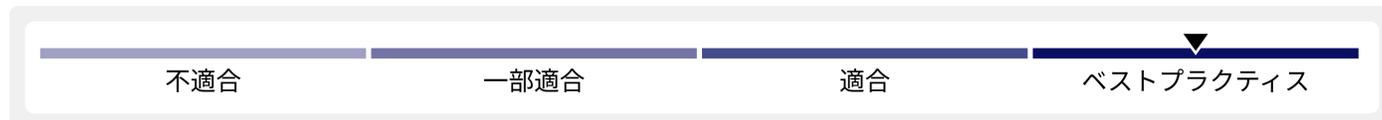
プロジェクトの評価と選定のプロセス



東京都のプロジェクトの評価と選定に関する意思決定プロセスは、フレームワークに概説されているように明確に構成されている。適格プロジェクトは、関係部署と連携して適格プロジェクトを選定する責任を有する財務局が関与するプロセスを通じて特定・選定された。同局は、関係部署に充当可能事業の調査を依頼し、それらを各事業の情報や独自のESGクライテリアを元に評価を行っている。また、対象事業の実施に伴う環境・社会リスク低減への対応内容を確認している。環境局が環境視点で対象事業の候補を確認している。意思決定プロセスは内部文書により記録・追跡可能な形で文書化されている。

東京都はモニタリングを実施し、対象プロジェクトが引き続き適格基準を満たしていることを確認した。東京都は、フレームワーク内で開示されている評価・選定表に記載された環境・社会・ガバナンス要素に照らして各プロジェクトの適格性を評価している。モニタリングは、債券発行年度の翌年度において1回以上実施されたが、債券が発行された年度内に資金が全額充当されたため、債券の残存期間を通して行われない。発行体のE&Sリスク管理プロセスに変更はなかった。

調達資金の管理

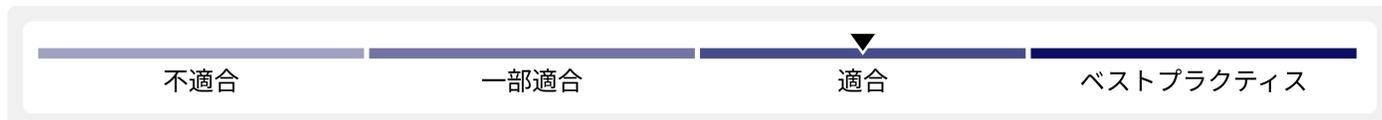


東京都は、調達資金の管理と充当プロセスのすべての要素が、そのフレームワークに詳述されているとおり変わらないことを確認した。2024年10月の発行に関しては、調達資金は一般勘定に入金された。また、調達資金は、地方自治法に基づき年次で年度末に調整されている。発行前のコミットメントに沿い、債券発行年度内に純資金が全額充当されたため、資金の充当期間は24か月未満であった。

資金充当プロセスはフレームワークで明確に定義されており、推奨される要素をすべて含んでいる。東京都は、未充当資金について、公開されている東京都公金管理ポリシーに従って管理される。同ポリシーは一般公開されており、その資金の保管方法が示されている。また、発行体は、すべての適格プロジェクトが引き続き適格基準を満たしていることを確認しており、プロジェクトの中止または延期が発生したケースはなかった。

発行前SPOにおいて、調達資金の管理要素は適合と評価されていた。しかし、2025年10月に公表した改訂版評価手法に基づき、東京都のアプローチはベストプラクティスの基準を満たしているため、この要素は現在ベストプラクティスと評価されている。これは、発行前および発行後の両方の評価に適用されている（付録1に反映）。

レポートイング



東京都は、2024年10月の発行分に関する2025年10月付の資金充当結果およびインパクトレポートで、発行前のコミットメントに沿ったレポートイングを行っている。発行体は、調達資金の全額の充当まで行われ、レポートイング期間中に重要な進展がなかったことを確認した。資金充当結果とインパクトレポートはそれぞれ公開されており、発行体のウェブサイトで見ることができる。

レポートイングは包括的にカバーされており、対象事業の説明、サブカテゴリー・レベルでの充当金額、資産の築年数、債券の償還可能残存年数、リファイナンス金額、関連する環境または社会的便益が含まれる。インパクトレポートには、フレームワークで規定され、明確で関連性のある網羅的なインパクト指標が含まれている。ただし、発行前SPOで述べたように、生物多様性の保全に関するカテゴリーについては、直接的な環境便益を測る指標ではない。環境・社会インパクトを定量化する際に用いられる主要な算定方法と仮定は、レポートイング指標が単純な計算で構成されていることから、フレームワーク内で開示されているものとみなされる。

発行体は、対象事業を含む都の歳入歳出について、知事から独立した地位を認められている東京都監査委員による審査を経ている。発行前SPOにおいて、東京都は評価時点で検証に関する2つのベストプラクティスの要素を達成できなかった。本発行後レビューを受けることにより、当該の2つのベストプラクティスの要素は満たされることとなる（付録1に反映）。

図表 3
インパクト指標と報告された実際のインパクトのレビュー
適格カテゴリー別

適格カテゴリー	サブカテゴリー	インパクトレポート指標	インパクト (2025年10月時点)	コメント
エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応 (遮熱性・保水性の向上)	遮熱性・保水性舗装の整備延長 (km)	新規分: 10km リファイナンス分: 15.5km	インパクトレポートは、期待される要素をすべて含んでおり、発行体のフレームワークで示されたインパクト指標と整合している。
	公社住宅における太陽光発電設備設置事業	太陽光発電設備の想定年間発電量 (kWh)	新規分: 624,770kWh	
生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	中小河川の整備	河川の整備率 (%), 調節池の貯留量 (m³)	新規分: 68.6% リファイナンス分: 67.5%	
	都立公園の整備	整備面積 (m²)	新規分: 1,056,500m² リファイナンス分: 1,056,300m²	
公共施設・インフラの防災対策	水辺空間における緑化の推進	整備面積 (m²)	新規分: 23,557.77m² リファイナンス分: 11,800m²	
	無電柱化の推進	整備延長 (m)	新規分: 2,107m² リファイナンス分: 7,059m²	
公共施設・インフラの老朽化対策	河川施設の耐震・耐水化	整備延長 (km)	新規分: 26,017m	
	橋梁の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数	新規分: 180橋 (令和12年(2030年)度末まで)	
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	島じよのインターネット環境改善	整備島数	新規分: 2島	
	特別支援学校の整備	学校定員数	新規分: 学校定員数 知的障害教育部門 1,066人程、肢体不自由教育部門 111人程度、視覚障害教育部門 71人程度 (令和12年(2030年)度末まで)	

出所: 2025年10月付けの東京サステナビリティボンドインパクトレポート、2025年10月付けの令和6年度東京サステナビリティボンド対象事業への資金充当結果について、Moody's Ratings

東京都は、貸付先のグリーンおよびソーシャルプロジェクトに関する事例も提供している。

エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現カテゴリーでは、東京都はヒートアイランド現象対策事業に資金提供し、千代田区、中央区、港区、品川区などの地域において、2024年度に延長10kmの舗装を完了した。本事業では、舗装への熱の蓄積を防ぎ、路面温度の上昇を抑制することを目的として、遮熱性および保水性を有する舗装を敷設した。この取り組みにより、路面温度の上昇を最大8~10°C抑制する効果がある。これらの事業は、東京都の発行前のコミットメントおよび2024年フレームワークにおける適格基準に合致している。

公共施設・インフラの防災対策カテゴリーでは、東京都は環七通り、中杉通り、多摩ニュータウン通りを含む都道における無電柱化の推進事業に資金提供し、2024年度に延長26,017mの無電柱化を完了した。本事業では、電線を地下に収容することで電柱を撤去し、災害発生時における緊急援助物資の輸送や国際コンテナ輸送の支障防止を図るものである。本事業もまた、東京都の発行前のコミットメントおよび2024年フレームワークにおける適格基準に合致している。

付録1 - 東京都の2024年付けのフレームワークおよび2024年の発行債券に関する原則との適合性スコアカード

原則との適合			2024年フレームワーク			2024年発行			
要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア	
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	ベストプラクティス	適合	A	ベストプラクティス	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A			A			
		プロジェクトの所在地	A			A			
	目標の明確性	BP:すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	Yes	ベストプラクティス	適合	適合	Yes	ベストプラクティス	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A				A		
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A				A		
	期待される便益の明確性	BP:すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes	適合	適合	適合	Yes	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A				A		
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A				A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	No				No		
BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある		Yes	Yes						
BP:発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示		Yes	Yes						
プロジェクトの評価と選定のプロセス	適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性	A	適合	適合	A	適合	適合	
		プロセスの開示	A			A			
		環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A			A			
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	No			No			
		BP:発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	Yes			Yes			
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス	
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A			A			
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A			A			
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes			Yes			
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes			Yes			
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	適合	適合	A	適合	適合	
		レポーティング期間	A			A			
		レポーティングに関する開示	A			A			
		レポーティングの網羅性	A			A			
		BP:少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限なしローン返済期限までのインパクト・レポート	No			No			
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	No			No			
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes			Yes			
		BP:独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	No			Yes			
BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	No	Yes							
2024年フレームワークの適合:					適合	2024年発行の適合:		適合	

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

Endnotes

- 1 [住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）](#)、東京都、2026年2月アクセス

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2026年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc.並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。

ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インベアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、法律、コンプライアンス、投資、財務又はその他に関する専門家の助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付与することなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付又は評価を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付又は評価の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別的、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（a）現在若しくは将来の利益の喪失、又は（b）関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付又は評価の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対して債権を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び「Moody's Rating」のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moody.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V.、I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local CR Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local ES S.A. de CV Clasificadora de Riesgo、Moody's Local RD Sociedad Clasificadora de Riesgo S.R.L.、及びMoody's Local GT S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式的証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したのではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。欧州連合（EU）：欧州連合では、Moody's Deutschland GmbH及びMoody's France SASがEUグリーンボンド規則の適用規定に従い、それぞれ外部検証者としてサービスを提供しています。日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」に該当し、同国の金融商品取引法及び関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなるSPOも、(1) PRCの関連法令で定義されるPRCのグリーンボンドアセスメントに該当せず、(2) PRC規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又はPRC規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び(3) PRC内で規制目的のために又はPRCの関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和國本土をいいます。

レポート番号 1474042